

個人賠償責任保険制度概要

今回ご案内する個人賠償責任保険の制度は、前田道路株式会社を保険契約者、その社員およびご家族の方を被保険者とする団体契約です。
(前田道路株式会社およびその関連会社の社員およびご家族の方以外はこの制度に加入することができません。)
前田道路株式会社は、社員の皆様に本制度をご案内し、加入を希望される方からの加入依頼書を取りまとめて共栄火災海上保険株式会社との間で保険契約を締結いたします。

募集期間

2020年2月5日から
2020年2月21日までです。

保険期間は

2020年3月1日(午後4時)から
2021年3月1日(午後4時)まで

ご加入方法ならびにご加入手続き締切日

- ご加入方法
所定の加入依頼書に必要事項をご記入いただき、押印のうえ前田道路株式会社人事部(事務代行:株式会社ニチュウ保険部)宛にお送りください。
- ご加入手続きの締切日
2020年2月21日(金)までとなっております。
(加入依頼書は2月14日まで必着。保険料のお支払いについては、5月の給与より引き去りさせていただきます。)

ご注意

- このパンフレットは「個人賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。
- ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。
なお、商品、サービスに関する一般的なお問い合わせ・ご相談は、カスタマーセンターでも承ります。

カスタマーセンター 0120-719-112(通話料無料)
受付時間: 平日の午前9:00~午後6:00

もしも事故が起こったら・・・

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」
0120-044-077(通話料無料)

なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

共栄火災が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、示談金額を決定する場合には必ず事前に共栄火災にご連絡ください。

ご相談・お問い合わせは
<取扱代理店>

(株)ニチュウ 保険部

〒108-0071 東京都港区白金台5-22-12
TEL:03-5420-1271(代表)
FAX:03-5420-2147

<引受保険会社>

共栄火災海上保険株式会社 本店営業部 営業第三課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
TEL:03-3504-0824

承認番号 A19-2091-20210130 2020年1月作成

2020年1月

前田道路グループの皆様へ



あんな時やこんな時...

共栄火災の個人賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款+個人特別約款)

があれば、安♥心です!



日常生活に起因する 万一の事故への備えは 大丈夫ですか!?

『個人賠償責任保険』とは

『個人賠償責任保険』は、被保険者（※）（保険の補償を受けられる方）が、日常生活に起因する偶然な事故や被保険者ご本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことにより、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

（※）この保険の被保険者は次のとおりです。

- ご本人（加入者証に記載の被保険者）
- ご本人の配偶者
- ご本人またはその配偶者の同居のご親族（注1）
- ご本人またはその配偶者の別居の未婚（注2）のお子さま
- 上記の方が責任無能力者である場合には、その方の起こした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者（親族に限ります。）

（注1）ご親族とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

（注2）未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金をお支払いする事故の例

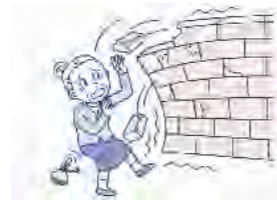
日常生活に起因する事故



- 自転車を運転中、他人とぶつかりケガをさせてしまった。



- 買い物中に陳列されていた食器を落とし、壊してしまいました。



- 自宅の塀が倒れて、通行人にケガをさせてしまった。
- テレビアンテナの設置不良により、テレビアンテナが落下し、通行人にケガをさせてしまった。
- 庭木が倒れ、隣家を壊してしまいました。



- ベランダから植木鉢が落ち、通行人にケガをさせてしまった。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者（加入者証に記載の被保険者およびその家族）またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任
- 被保険者と他人との間に交わされた損害賠償に関する特別な約定によって加重された賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物（他人から預かった財物等）の滅失、損傷もしくは汚損についてその財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- 同居の親族に対する賠償責任
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任（被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。）
- もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- 被保険者のまたは被保険者の指図による暴行・殴打に起因する賠償責任
- 航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフカートを除きます。）、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任

.....など

お支払いする保険金

この保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

保険金の種類		支払方法
損害賠償金	① 損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額
	② 損害防止費用	発生した事故について、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用
費用	③ 応急手当等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用
	④ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用
損害	⑤ 保険会社への協力費用	保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、保険会社へ協力するために要した費用
	⑥ 示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。

①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。

支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。

支払限度額の外枠でお支払いします。

- ※1 ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※2 ①の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた金額を上限にお支払いします。
- ※3 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、次のア・イのいずれかに該当する額を保険金としてお支払いします。
- ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（※）
- イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- $$\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$$
- （※）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

ご契約タイプ

下表のA1～A4の4つのタイプの中からいずれかお選びください。

（保険期間1年間・自己負担額0円）

	A1	A2	A3	A4
1事故支払限度額	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円
年間保険料（一括払）	1,350円	1,570円	1,670円	1,800円

上記保険料は、被保険者（保険の補償を受けられる方）数が50名以上100名未満であることを前提として、10%の団体割引が適用されています。被保険者数が50名に満たなかった場合、または100名以上となった場合には割引率に変更され、保険料が変更となります。

